

テロの定義

アメリカ

- ・大統領命令 13224 号 (2001/9/24)

3(d)条 テロリズムとは、

- (i) 暴力行為、又は人命、財産若しくは施設にとって危険な行為を含む。
- (ii) 次のいずれかを意図することが明らかに認められる場合
 - (a) 民間人を脅迫し、又は威圧すること
 - (b) 脅迫又は威圧により政府の政策に影響を与えること
 - (c) 大量破壊、暗殺、誘拐又は人質行為を行うことにより政府の行動に影響を与えること

- ・愛国者法 (2001/10/25)

合衆国法典第 18 編第 2331 条を改正

- (1) 「国際テロリズム(international terrorism)」とは、次の活動をいう。

- (a) 暴力行為若しくは人命に危険を及ぼす行為であって、合衆国若しくは州の刑法の違反となり、又は合衆国若しくは州の裁判管轄地内で行われたときは犯罪行為となるものに関わる活動、

- (b) 次のいずれかを意図することが明らかに認められる活動

- (i) 民間人を脅迫し、又は威圧すること
 - (ii) 脅迫又は威圧により政府の政策に影響を与えること
 - (iii) 大量破壊、暗殺又は略取誘拐により政府の行動に影響を与えること、
- かつ、

- (c) 実行の手段、脅迫若しくは威圧の対象とされていることが明白に認められる者、又はその実行犯が活動し、若しくは潜伏先を探し求めている場所の観点から、主として合衆国の領域的管轄権の外で、又は国境を超えて生起する活動

(中略)

- (5) 「国内テロリズム(domestic terrorism)」とは、次の活動をいう。

- (a) 人命に危険を及ぼす行為であって、合衆国又は州の刑法の違反となるものに関わる行為、

- (b) 次のいずれかのことを意図することが明らかに認められる活動

- (i) 民間人を脅迫し、又は威圧すること
- (ii) 脅迫又は威圧により政府の政策に影響を与えること
- (iii) 大量破壊、暗殺又は略取誘拐により政府の行動に影響を与えること、

- (c) 主に合衆国の領域的裁判管轄権の内で行われる活動

- ・結論 「テロリズム」とは、民間人を脅迫又は威圧して政府の行動等へ影響を与えること

イギリス

2000年テロリズム法

第1条

- (1) この法律において「テロリズム」とは、以下の行動を行うこと又は以下の行動を行うと脅迫することを意味する。
 - (a) 第(2)項の範囲内の行動であって
 - (b) 行動又は脅迫が政府に影響を与えること、又は民間人若しくはある階層の民間人を脅えさせること、及び
 - (c) 行動又は脅迫が政治的、宗教的又はイデオロギー的要因を進展させる目的で行われること
- (2) 本項に定める以下の行動
 - (a) 人に対する重大な暴力を含む。
 - (b) 財産に対する重大な損害を含む。
 - (c) その行動を行った者以外の人を生活を危険にさらす。
 - (d) 民間人又はある階層の民間人の健康又は安全に対し重大な危険を作り出す。
 - (e) 電子システムの重大な妨害又は重大な中断を企図する。
- (3) 火器や爆発物の使用が第(1)項(b)の条件を満足させるテロリズムであるかどうかを含め、第(2)項の範囲内で行い又は行うと脅迫すること
- (4) 本条において
 - (a) 「行動」とは、連合王国の外での行動を含む。
 - (b) 「人」又は「財産」とは、いかなる場所に位置する「人」又は「財産」でもこれを含む。
 - (c) 「民間人」とは、連合王国以外の国の民間人を含む。
 - (d) 「政府」とは、連合王国の政府、連合王国の一部を形成する政府、連合王国以外の国の政府を意味する。
- (5) 本法において、テロリズムの目的で行われる行動とは、禁止された組織の利益のために行われる行動を含む。

中国

反テロ法（2016/1/1 施行）

3条

テロリズムとは、暴力、破壊、脅迫などの手段を用いて社会恐慌を作り出し、

公共の安全に危害を加え、人身・財産を侵害し或は国家や国際組織を脅迫し、その政治やイデオロギー等の目的を実現する主張と行為を指す。

テロ行為とは、テロリズムの性質を有する以下の行為を指す。

- (1) 人々を死傷させ、財産に重大な損失を与え、公共施設を破壊し、社会秩序を混乱させる等社会に危害を加える重大な行為を組織し、計画し、実施を準備し、惹起を実施し或は惹起を企図すること
- (2) テロリズムを広くまき散らし、テロ活動を煽動・実施し或はテロリズムをまき散らす物品を違法に所持し、公共の場所でテロリズムをまき散らす洋服・標識を着ることを他人に強制すること
- (3) テロ活動組織を組織し、指導し、参加すること
- (4) テロ活動組織、テロ活動要員のために、情報、資金、物資、労務、技術、場所等を提供し、テロ活動或はテロ活動訓練の実施を支持し、幫助し、便宜を図ること
- (5) その他のテロ活動

本法において、テロ活動組織とは、テロ活動を実施するために結成された3人以上の活動組織を指称する。

本法において、テロ活動要員とは、テロ活動を実施する人及びテロ活動組織の構成員を指称する。

本法において、テロ事件とは、まさに発生し或はすでに発生した社会に重大な危害を及ぼし又は及ぼす可能性を有するテロ活動を指称する。

日本

特定秘密保護法 12条2項

テロリズム

政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。

日本におけるテロリズムの三要件

- ① 政治上の主義主張に基づくこと
- ② 国家・他人への主義・主張の強要、社会への不安・恐怖を与える目的
- ③ 人の殺傷、重要な施設その他の物の破壊